平成３０年（フ）第１１１号
愛知県豊田市幸町隣松寺162番地　コーポ平成Ⅰ　103号
債務者　平　　命人
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１１４号
愛知県岡崎市若松東３丁目５番地１　市営若松荘５―402
債務者　松井　　亨
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第８２号
大阪府和泉市池田下町1205番地の５
債務者　西口　和男
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第９３号
大阪府貝塚市麻生中423番地１パレ・プルミエール504号
債務者　片岡　裕之
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第９６号
大阪府岸和田市岸野町１番215号
債務者　新井　勝正
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
大阪府堺市南区槇塚台３丁１番24―1302号、前住所大阪府岸和田市下池田町１丁目６番30号
債務者　和氣ヒロ子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
大阪府泉大津市末広町１丁目５番９―402号
債務者　谷野　恭子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１１７号
大阪府岸和田市別所町１丁目22番１号
債務者　塚元　　章
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１１９号
大阪府和泉市伯太町４丁目13番47号
債務者　溝越　智哉
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１２０号
大阪府泉佐野市新町１丁目６番28号
債務者　熊取谷勝之
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１２１号
大阪府泉佐野市新町１丁目６番28号
債務者　熊取谷和子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
大阪府泉佐野市新町１丁目６番28号
債務者　熊取谷　満
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１２５号
大阪府阪南市石田600番地の６　19棟402号
債務者　嶽本加代子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１３６号
大阪府和泉市寺田町２丁目６番２―401号
債務者　田中　康裕
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１３７号
大阪府泉南市信達市場893番地の３サンハイツ和泉砂川917号
債務者　佐々木恭子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１４０号
大阪府泉大津市板原町３丁目19番21号
債務者　川北　綾子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
埼玉県上尾市大字畔吉1338番地56
債務者　井上　利昭
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４３号
埼玉県蕨市中央３丁目８番６号　新藤コーポ14号
債務者　林　　建二
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係